

判決年月日	平成25年12月18日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（行ケ）第10065号		
○ 「R a f f i n e / S t y l e」の文字及び図形から成る本件商標は、「R a f f i n e」の部分の主たる出所識別標識とする商標と認識されるものであり、この部分と「R A F F I N E」ないし「R A f f I N E」の文字から成る引用商標とを比較すると、外観及び称呼においてほぼ同一であるから、本件商標は引用商標と類似する。			

（関連条文）商標法4条1項11号

本件は、原告が、被告の下記本件商標の指定商品中「化粧品」の登録につき、指定商品に「化粧品」を含む原告の下記引用商標1ないし3（併せて「引用商標」という。）と類似するなどの登録無効事由があるとして請求した登録無効審判の不成立審決の取消しを求めた事案である。

（本件商標）	（引用商標1）	（引用商標2）	（引用商標3）
	R A F F I N E （標準文字）	R A f f I N E （標準文字）	R A f f I N E

本判決は、次のとおり、審決には本件商標と引用商標との類否についての判断の誤りがあり、この判断の誤りは審決の結論に影響するとして、審決を取り消した。

1 「R a f f i n e」という語は、フランス語で、語尾にアクセント記号を付した「r a f f i n é」が「精製された、洗練された、気のきいた、上品な、凝った」などの意味を有する形容詞であるが、我が国において一般的に知られた語ではなく、そのため、「R a f f i n e」や「ラフィネ」は、その外観や称呼がかえって取引者や需要者に独特の印象を与えると認められる。

これに対し、「S t y l e」という語は、英語で「やり方、流儀、方式、…流、…式、構え、態度、様子、風采、でき、格好、形、文体、表現法、様式」などの意味を有する名詞であり、これを片仮名で表記した「スタイル」が「すがた、風采、格好、様式、型」などの意味を有する外来語として広く用いられるなど、我が国においては一般的に知られた語であると認められる。

そして、「S t y l e」の語は、これを特定の商標と組み合わせて、「〇〇流」や「〇〇様式」などの意味合いで「〇〇S t y l e」のように用いられることは周知の事実であり、この場合には、「〇〇」商標と同じ商品や役務の出所を表示するものとして用いられているものと認められる。

したがって、本件商標に接する取引者及び需要者は、専ら「R a f f i n e」の部分が商品や役務の出所を表示する出所識別標識であり、「S t y l e」の部分には「…流」「…

様式」という意味合いがあるにすぎず、そのみでは出所識別標識とはいえないものと認識するのであり、結局、本件商標は、「R a f f i n e」を主たる出所識別標識とする商標と認識されるものと認められる。

- 2 本件商標の「R a f f i n e」の部分と引用商標とを比較すると、外観については、両者は字体や大文字・小文字の使用箇所においては相違するものの、同一のフランス語の単語である「r a f f i n é」から採られたもので、同じ綴りであることからすればほぼ同一であるということができ、また、いずれも一般的には、ローマ字読みで「ラフィネ」という称呼が生じる点で同一である。そうすると、我が国において一般的に知られた語ではないことから、必ずしも特段の観念が生じるとはいえないことを措いても、両者はほぼ同一というべきである。

よって、引用商標は、本件商標とその出所識別標識となる部分において、外観及び称呼においてほぼ同一であり、全体としても類似するものと認められる。